

第 1 章： 調査研究の概要

1. 目的

婦人相談所、婦人相談員および婦人保護施設による婦人保護事業は、社会情勢の変化に対応するべく、対象を根拠法である「売春防止法」(昭和 31 年法律 118 号)の要保護女子から、家族関係の破綻、生活の困窮等、困難を抱える女性やその同伴家族等に拡大し、幅広いニーズに対応するべく支援を展開している。

具体的には、平成 13 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)、平成 16 年「人身取引対策行動計画」の策定および平成 25 年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正により、ストーカー被害者の支援を婦人相談所が行うことになり、婦人保護事業の根拠法等自体が拡大している。

その結果、婦人保護事業に辿りついた女性達は、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的に抱えており、多様な分野にまたがる専門的支援ニーズを複合的に有していることが多い。その年代も 10 代から高齢者まで多岐にわたる。さらに、子どもを同伴していることも多い。こうした点から、当初の婦人保護事業の枠組みを超えて、支援体制を強化する必要性が指摘されている。

これらの点を踏まえ、本調査研究は、婦人保護事業等における支援内容等の実態を把握し、困難を抱えた女性の権利を保障するために、今後の婦人保護事業として強化すべき課題等についての基礎資料を得ることを目指した。

2. アンケート調査の実施方法

(1) 調査対象・方法

都道府県婦人保護事業主管課、婦人相談所・一時保護所、婦人保護施設および婦人相談員を対象に、郵送発送、郵送回収による自記式アンケート調査方式による調査を実施した。

調査票は、以下の通り配付し、回答を求めた。

	調査対象
都道府県主管課票	全国の都道府県婦人保護事業主管課
婦人相談所・一時保護所票	全国の婦人相談所
婦人保護施設票	全国の婦人保護施設
婦人相談員票	全国の市区で婦人相談員として勤務している職員より 500 名対象。 【配付方法】 都道府県票を発送した全国の都道府県婦人保護事業主管課宛に、婦人相談員票をまとめて発送。婦人相談所に勤務する婦人相談員 1 名、市区に所属する婦人相談員に対して無作為に調査票を転送することを依頼。なお、市区婦人相談員の配付数は、各都道府県に対し、市区で勤務している全婦人相談員数の割合に応じて、500 件を按分、配付した。回答後の調査票は、各婦人相談員より直接返送を依頼した。

(2) 調査期間

平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月

(3) 調査項目

【都道府県主管課票】

FS 都道府県の概要	・都道府県名、主管課名、連絡先、人口規模
I 実施状況	・婦人保護事業に係る組織体制、担当者の業務内容 ・平成 28 年度、29 年度婦人保護事業予算 ・国庫補助関係費 ・都道府県単独事業 ・民間団体に委託している事業
II 婦人保護事業の実施方針と課題	・婦人保護事業の実施要綱等を作成しているか 〔相談受付時〕 ・対象者の属性別にみた、支援方針の有無、相談受付時の方針 〔一時保護時〕 ・対象者の属性別にみた、支援方針の有無、相談受付時の方針 ・対象者の属性別にみた、支援課題 ・婦人保護事業における課題等

【婦人相談所・一時保護所票】

FS 婦人相談所・一時保護所の概要	・相談所名、所在地、連絡先 ・主管部署 ・支援機能 ・併設機能 ・一時保護所の支援体制 ・一時保護の委託契約の状況
I 相談業務・一時保護の状況	・平成 29 年 8 月から 10 月の 3 ヶ月間に来所相談を行った対象者(個票情報の収集) ・平成 29 年 8 月から 10 月の 3 ヶ月間の一時保護所入所者(個票情報の収集) ・一時保護依頼件数および実施件数(依頼元別)
II 記録作成や情報収集・共有の状況	・主訴・課題ごとの主な紹介先機関 ・実施している支援内容 ・不足している支援内容とその要因 ・ケース記録の記載項目 ・ケース記録の保管期限 ・相談対応時に収集する情報 ・一時保護所入所時に収集する情報 ・婦人相談所が設置する連携会議への出席 ・要対協やその他機関の会議への参加状況 ・連携機関への情報提供にあたっての工夫 ・関係機関との連携上の課題
III 支援方針および実施状況	・相談者の属性ごとの対応機関 ・同伴児者の一時保護所入所に関する方針とその理由 ・相談支援対象者と一時保護所入所者への支援方針と内容(属性別) ・心理的ケアの実施状況 ・相談終了後・一時保護所退所後の支援の実施状況 ・過去 3 年間に発生したヒヤリ・ハット事例および事故

	・課題
IV 支援につながらないケースの属性、理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護や婦人保護施設入所につながらない主なケース ・つながらない主な理由 ・一時保護や婦人保護施設入所の同意が得られない主な理由 ・一時保護や婦人保護施設入所につながらなかったケースのその後の状況把握および情報収集元
V 民間団体との連携	・婦人保護事業に関わる民間団体との連携状況
VI 権利擁護に関する取組等	・第三者評価および権利擁護のための取組み状況
VII 今後体制を強化すべき支援対象・課題	・体制を強化すべきと考える支援対象と内容

【婦人保護施設票】

FS 施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設名、所在地、連絡先 ・設置運営主体、支援機能、定員
I 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制(措置入所(本人)、同伴児) ・支援体制(一時保護委託(本人)、同伴児) ※委託を受けている施設のみ ・夜間、休日の人員体制(措置入所、一時保護委託)
II 支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 1 年間に措置入所した本人の属性、課題 ・平成 28 年度 1 年間に措置入所した同伴児者の属性、課題(個票調査)
III 支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容等の実施状況(措置入所、一時保護委託) ・措置入所者本人の支援ニーズに対する職員の支援量に関する評価 ・過去 3 年間に措置入所者の同伴児として支援した対象
IV 対象者に関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所から提供される措置入所者に関する情報についての要望、課題等 ・婦人相談所との間での情報共有の方法 ・施設独自に実施している措置入所者を対象としたアセスメント情報
V 心理的ケアの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアの実施状況(措置入所者)、実施体制 ・実施上の課題
VI 支援を実施する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 3 年間におけるヒヤリ・ハット事例等 ・措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容、その理由 ・支援ニーズを充足する上での課題(若年女性(18 歳未満)、若年女性(18 歳以上 20 歳未満)、若年女性(20 歳以上 30 歳未満)、同伴児、妊産婦、障害者、高齢者、性的少数者、外国籍女性) ・措置入所者への支援にあたり婦人相談所への依頼事項 ・措置入所者が退所した後、支援、モニタリングを続けるか否かの方針、支援を実施する組織 ・措置入所者が退所した後のアフターケアの実施方法
VII 関係機関との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して実施している支援内容 ・各組織との連携状況に対する評価
VIII 権利擁護、支援の質向上に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の権利擁護、支援の質の向上に関わる取組 ・利用者の意見を取り入れて実施した支援内容、施設設備等、具体的な内容
IX 今後の課題	・婦人保護施設の課題(体制、他法・他施策との関係、地域の関係機関との連携、その他)

【婦人相談員票】

FS 基本属性	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先 ・婦人相談員としての勤務経験等 ・保有している公的資格等 ・現在担当している業務
I 支援の提供実態・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の属性別にみた支援を統括している組織 ・平成 29 年 8 月から 10 月に支援した来所相談の対象者属性、対応結果 ・各組織との連携状況に対する評価 ・対象者の属性別にみた支援課代
II 民間団体との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護事業に関わる民間団体との連携状況
III 支援につながらないケース	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護につながらないケースの属性と理由 ・一時保護につながらなかった場合のその後の対応 ・婦人保護施設入所につながらないケースの属性と理由 ・婦人保護施設入所につながらなかった場合のその後の対応
IV 体制を強化すべき支援対象、必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、地域の支援ニーズに対応するために体制を強化すべきと考える支援対象 ・必要な対応策

(4) 回収状況

	発送数	集計対象件数	
都道府県票	47 件	47 件	100.0%
婦人相談所・一時保護所票	49 件	49 件	100.0%
婦人保護施設票	47 件	47 件	100.0%
婦人相談員票	500 件	417 件	83.4%

3. インタビュー調査

(1) 目的

若年女性に対する支援に取り組んでいる民間団体を対象に、若年女性の支援ニーズ、支援のノウハウについての情報収集を行い、婦人保護事業としての取組課題等を明らかにすることを目的とした。また、民間団体と行政（婦人保護事業主管部門等）の連携強化に向けて、民間団体としての運営上の課題、行政等に対する支援ニーズ等を把握することを目指した。

(2) 方法

①調査対象・方法

以下の民間団体を対象に聞き取り調査を実施した。

- ・特定非営利活動法人 BOND プロジェクト
- ・アフターケア相談所 ゆずりは(社会福祉法人「子供の家」)

②調査期間

平成 30 年 2 月

③調査項目

○基本情報

- ◇現在の実施事業内容および現在の事業に取り組んだ背景・開始時期
- ◇現在の相談者数、利用者数 等
- ◇団体の人員体制

○若年女性の支援ニーズ

- ◇若年女性の抱える問題、問題の原因・背景
- ◇問題解決のために必要な支援

○支援の実際、行政との連携状況について

- ◇関係機関との連携状況（婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設、児童相談所、児童養護施設、福祉事務所、民間団体それぞれの強み・弱み）
- ◇婦人保護事業関係機関に期待する役割・機能
- ◇若年女性支援にあたっての制度上の課題

○団体の運営に関わる課題・支援ニーズ

- ◇運営にあたっての課題、支援ニーズ
- ◇民間団体で取組むことに課題があると感じる支援内容等
- ◇社会として若年女性支援の体制を強化していくにあたっての意見

4. ワーキングチームの設置

本調査研究の実施にあたっては、調査票の設計、調査結果の検討、考察等について検討を行うため、有識者及び施設関係者等で構成される「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチームを設置し、議論を行った。

【委員】

(五十音順／○：座長)

熊田 栄一	全国婦人保護施設等連絡協議会 救世軍新生寮 施設長
角田 由紀子	弁護士
○堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科 教授
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会 会長 水俣市婦人相談員
薬師寺 順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課 課長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡会議 会長 東京都女性相談センター 所長

【オブザーバー】

(五十音順)

戒能 民江	お茶の水女子大学 名誉教授
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 建築・施設管理研究領域 上席主任研究官

【事務局】

山本 眞理 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
齊堂 美由紀 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
種田 郁子 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部